

# 令和7年度近畿圏総合都市交通体系調査業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和7年度近畿圏総合都市交通体系調査業務

## 2 業務目的

本業務は、第6回近畿圏物資流動調査として、「物」の動きとそれに関連する貨物自動車の動きや事業所の立地等を把握することにより、近畿圏の物流課題や施策に対応するデータを把握し、望ましい物流の実現に向けた都市交通施策の検討に資することを目的とする。

本業務では、第6回物資流動調査の実施に向け、本市内における事業所を対象に事前調査を行うものである。

## 3 委託期間

契約日の翌日から令和8年3月13日（金）まで

## 4 委託業務の内容

### (1) 計画準備

業務を円滑に進めるため、業務の目的・主旨を把握した上で、業務内容・実施方針・業務工程・組織計画等を検討し、業務実施計画書を作成する。

### (2) 物資流動調査の実施に向けた事前調査の実施

#### ア 事前調査の実施計画の作成

発注者が提供する実施計画をもとに、京都市における調査実施計画を作成する。なお、事前調査の内容としては、物流実態アンケート調査、物流に関する意向アンケート調査を想定する。

#### イ 名簿の作成

発注者から提供する事業所データを元に、本調査を実施するに際して必要となる名簿データを作成する。

#### ウ 調査物件の印刷

上記イで作成した名簿を元に宛先票の印刷を行う。それ以外の物件の印刷等については次のとおりである。

### <調査物件別印刷仕様等>

(印刷区分) A：近畿地方整備局にて印刷したものを支給

B：近畿地方整備局から提供するデータを元に京都市で必要情報を入れた後、近畿地方整備局にて印刷したものを支給

C：近畿地方整備局から提供するデータを元に京都市で必要情報を入れた後、印刷する

名称	規格	印刷面	印刷仕様	紙質等		印刷区分		
						A	B	C
物流実態アンケート調査票（荷主）	A 3	両面	2色、折り（A4 仕上げ）	上質 <70k>	A 3 × 3 ページ /セット	○		
物流実態アンケート調査票（運輸業）	A 3	両面	2色、折り（A4 仕上げ）	上質 <70k>	A 3 × 4 ページ /セット	○		
物流に関する意向アンケート調査票	A 3	両面	2色、折り（A4 仕上げ）	上質 <70k>	A 3 × 4 ページ /セット	○		
回答の手引き（物流実態アンケート記入例）	A 3	両面	カラー、折り（A4 仕上げ）	上質 <70k>	A 3 × 8 ページ /セット	○		
調査説明資料	A 3	両面	カラー、折り（A4 仕上げ）	コート <73k>	A 3 × 2 ページ /セット	○		
発送用封筒	角 2	片面	墨 1 色	上質 <90k>	市章を掲載		○	
返送用封筒	角 A 4	片面	墨 1 色	クラフト <85g/m <sup>2</sup> >			○	
事業所アンケート依頼状	A 4	片面	2 色	上質 <70k>	公印の押印または行政番号の記載		○	
宛先・パスワード票	A 4	両面	墨 1 色	上質 <70k>	宛先・パスワードを印字			○

## エ 調査票の発送・実態調査の管理・回収

調査対象者に調査依頼状、調査票等の調査物件を郵送する。発送数は500事業所程度とする。調査依頼状はWEB回答を促すものとする。調査回答者はWEB回答もしくは郵送により調査票を送付するものとする。回収状況については定期的に発注者へ報告を行うこととする。

このうちWEB回答については近畿地方整備局にて一括で管理する。回収された調査結果を点検・整理し、バッチ作成を行う。調査に際しては、発注者が提供する調査実施マニュアルに従うものとする。

## オ 事前調査結果のとりまとめ

調査結果から得られた回答の内容について、コーディング、パンチング、エラーチェックによりデータ整備を行い、回収率及び回答率の整理を行う。データ整備に際しては、発注者から提供するWEB回答データも含めた調査データを使用する。とりまとめた内容を令和8年1月末までに発注者に報告するものとする。

なお、エラーチェックの内容については、別添資料の第5回近畿圏物資流動調査のデータ整備マニュアルを参考とする。なお、エラーチェックにおいては疑義照会を行わない範囲でエラー修正を行う。

### (3) 報告書作成

上記の検討結果を取りまとめ、報告書等の成果品を作成する。

### (4) 打合せ

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回を行うものとする。

## 5 納品

(1) 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和6年3月）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

(2) 成果品は、要領に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で1部及び調査報告書（製本版）1部を納品する。

(3) 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

## 6 業務内容に係る特記事項

本業務は、京阪神都市圏交通計画協議会の役割分担の中で、相互協力しながら実施するものであり、国および他府県において別途発注予定の近畿圏都市交通体系調査業務と発注者・受注者の相互協力のもと実施する。

## 7 業務の履行

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和7年2月京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）によるものとする。

※京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

## 8 土木設計業務等共通仕様書に対する特記事項

以下、業務等委託必携の土木設計業務等共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

### 第1編 共通編

#### 第1章 総則

##### 第1110条 提出書類

「発注者が指定した様式」とは、京都市が定める設計業務委託関係提出書類の様式とする。

##### 第1113条 資料の貸与及び返却

貸与する資料等は、次のとおりとする。

資料等の名称	単位	数量	貸与場所	返納場所	摘要
近畿圏総合都市交通体系調査業務報告書	式	1	京都市 都市計画局 歩くまち京都推進室	京都市 都市計画局 歩くまち京都推進室	平成25年度 ～令和6年度 (必要な年 度を貸与)

## 9 その他

- (1) 業務の実施内容や本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、速やかに発注者と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 本市のほか各機関と十分に調整・連携のうえ、本調査を円滑に実施すること。